

新旧対照表

浦安市介護保険外生活支援サービス事業の実施に関する規則（令和2年規則第8号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（代理受領）</p> <p>第9条 利用者は、前条に規定する利用助成金の支給については、<u>第13条に規定する介護保険外生活支援サービスの提供を行うことができる事業者</u>に代理受領させることができる。</p> <p>（<u>介護保険外生活支援サービス提供事業者</u>）</p> <p>第13条 介護保険外生活支援サービスの提供を行うことができる事業者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第114条第1項に規定する訪問介護に係る指定居宅サービス事業者又は同令第131条の2の2第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者、同令第131条の5第1項に規定する小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者若しくは同令第131条の8の2第1項に規定する複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者とする。</p>	<p>（代理受領）</p> <p>第9条 利用者は、前条に規定する利用助成金の支給については、<u>第15条の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）</u>に代理受領させることができる。</p> <p>（<u>指定対象事業者介護保険外生活支援サービス提供事業者</u>）</p> <p>第13条 介護保険外生活支援サービスの提供を行う<u>事業者としての指定</u>（以下「<u>事業者指定</u>」という。）<u>を受けることができる事業者は、</u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第114条第1項に規定する訪問介護に係る指定居宅サービス事業者又は同令第131条の2の2第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者、同令第131条の5第1項に規定する小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者若しくは同令第131条の8の2第1項に規定する複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者とする。</p> <p>（<u>指定申請</u>）</p> <p>第14条 <u>事業者指定を受けようとする事業者は、浦安市介護保険外生活支援サービス事業者指定申請書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>前条に規定する事業者であることを証する書類</u> (2) <u>生活支援ヘルパーの勤務体制及び勤務形態一覧表</u> (3) <u>事業所の管理者の履歴書</u> (4) <u>運営規程</u> (5) <u>その他市長が必要と認める書類</u> <p>（<u>指定決定等</u>）</p> <p>第15条 <u>市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業者指定の可否を決定し、その結果を浦安市介護保険外生活支援サービス事業者指定決定・却下通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(補則) 第14条 この規則に定めるもののほか、介護保険外生活支援サービス事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>するものとする。</u> <u>(指定変更の届出)</u> 第16条 指定事業者は、第14条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市介護保険外生活支援サービス事業者指定申請事項変更届（別記第10号様式）により、当該変更の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。 <u>(指定辞退の届出)</u> 第17条 指定事業者は、当該事業者指定を辞退するときは、浦安市介護保険外生活支援サービス事業者指定辞退届（別記第11号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。 <u>(指定決定の取消し)</u> 第18条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者指定の決定を取り消すことができる。 <u>(1) 第13条に規定する事業者該当しなくなったとき。</u> <u>(2) 偽りその他不正の手段により事業者指定の決定を受けたとき。</u> <u>(3) 介護保険外生活支援サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。</u> <u>2 市長は、前項の規定により当該事業者指定の決定を取り消したときは、その旨を浦安市介護保険外生活支援サービス事業者指定取消通知書（別記第12号様式）により、当該事業者に通知するものとする。</u> (補則) 第19条 同 左 <u>第8号様式（第14条）</u> 別添のとおり <u>第9号様式（第15条）</u> 別添のとおり <u>第10号様式（第16条）</u> 別添のとおり <u>第11号様式（第17条）</u> 別添のとおり <u>第12号様式（第18条）</u> 別添のとおり</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。